

トヨタモーター クレジット コーポレーション 2023年4月26日満期 豪ドル建社債



期間 4年6ヶ月

利率 年2.47% (税引後 年1.968%※)

豪ドルベース

※税引後の利率は、源泉徴収税率20.315%を基準に算出しており、小数点以下第3位未満を切り捨てています。

売出期間 2018年10月9日(火)～2018年10月26日(金)

売出要項

< 売出価格 > 額面金額の100%

< 申込単位 > 額面1,000豪ドル

< 受渡日 > 2018年10月30日(火)

< 利払日 > 年2回(毎年4月26日・10月26日)

< 債還日 > 2023年4月26日(水)

利金のお受取は利払日の原則翌営業日以降、償還金のお受取は償還日の原則翌々営業日以降となります。

< 格付 > Aa3(Moody's)*、AA-(S&P)

・※信用格付を付与した者は、金融商品取引法第66条の27の登録を受けておりません。無登録格付に関する説明は3~4ページをご覧ください。

・格付については、「プログラムの格付」を記載しております。

主なリスクについて

- 為替の変動により当初お買付の為替水準より円高豪ドル安となる場合、投資元本を割り込むことがあります。
- 本債券の価格は、市場金利の変動などにより上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。
- 発行者の経営・財務状況の変化および格付などの外部評価の変化などにより、投資元本を割り込むことがあります。

ご投資にあたって

- ご検討にあたっては、最新の「目論見書」「販売説明書」「契約締結前交付書面」を必ずご覧ください。これらは、三井住友銀行本支店等にご用意しています。
- 債券を、三井住友銀行の金融商品仲介にもとづき、募集・売出し等により、またはSMBC日興証券との相対取引により、当該債券の建て通貨で購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 債券のご購入、ご売却にあたって円貨から外貨または外貨から円貨への転換の際は、為替手数料がかかります。購入時と売却時の適用為替相場には差があるため、為替相場に変動がない場合でも、売却時の円貨額が購入時の円貨額を下回る場合があります。
- 為替手数料は通貨や購入金額、売却金額により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。為替手数料については、三井住友銀行の窓口までお問い合わせください。
- 三井住友銀行が金融商品仲介で取り扱う商品は元本保証ならびに利回り・配当の保証のいずれもありません。
- 金利の変動等による債券価格の上昇・下落、為替相場や株式相場の変動、発行者の財務状況の変化等により、投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクやその他のリスクはお客さまのご負担となります。
- 三井住友銀行が金融商品仲介で取り扱う商品のご購入にあたっては、SMBC日興証券に「証券総合口座」および「外国証券取引口座」を開設いただく必要がありますので、三井住友銀行がお取り次ぎいたします。
- 三井住友銀行が金融商品仲介で取り扱う商品は預金ではありません。
- 三井住友銀行が金融商品仲介で取り扱う商品は預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。
- 金融商品仲介で取り扱う商品はSMBC日興証券にて保護預りしますので、投資者保護基金の対象となります。
- 外国債券の場合、利金のお受取は、利払日の原則翌営業日以降、償還金のお受取は、償還日の原則翌々営業日以降となります。なお各債券の取扱休業日は別途お問い合わせください。
- 販売額に限度がございますので、売り切れの際はご容赦ください。
- 債券に関する価格情報および格付の状況等につきましては三井住友銀行までお問い合わせください。
- 債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- 債券の譲渡益および償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。
- 税金に関するご相談については、専門の税理士等にご相談ください。
- このご案内は、作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により、取扱が変更となる可能性があります。

金融商品仲介業務を行う登録金融機関



株式会社三井住友銀行
登録金融機関 関東財務局長(登金)第54号
加入協会/日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

委託金融商品取引業者



SMBC日興証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会 日本証券業協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人金融先物取引業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

トヨタ モーター クレジット コーポレーション

2023年4月26日満期 豪ドル建社債

トヨタ モーター クレジット コーポレーションについて

概要

トヨタ モーター クレジット コーポレーション（以下TMCC）は、1982年にカリフォルニア州で設立され、主に米国におけるトヨタ車およびレクサス車のディーラーとその顧客に対して、様々な金融商品及び保険商品を提供しております。TMCCの株式は、日本法人であるトヨタファイナンシャルサービス株式会社（以下TFS）により間接的に100%保有されており、TFSはトヨタ自動車株式会社の100%子会社です。

TMCC財務情報（連結）

B/S	2018年3月末	2017年3月末
資産合計	120,546	119,635
負債合計	107,666	110,111
株主資本合計	12,880	9,524

P/L	2018年3月期	2017年3月期
金融収益合計	10,717	10,046
純金融収益	1,825	1,439
税引前利益	781	409
当期利益	3,410	267

出所：各種資料よりSMBC日興証券作成

購入額面1万豪ドル、利率：年2.47%（税引前・豪ドルベース）、単価：100.00、1豪ドル=81円で買い付け償還まで保有した場合の
「各為替レートによるキャッシュフロー（円ベース）のシミュレーション（個人のお客様）」

（①購入金額=810,000円）

為替レート (豪ドル・円)	②償還代金	③受取利金 (源泉徴収前)	④元利金合計 ② + ③	⑤損益合計 ④ - ①	(ご参考) 受取利金 (源泉徴収後※)
90円	900,000円	100,035円	1,000,035円	190,035円	79,712円
85円	850,000円	94,477円	944,477円	134,477円	75,283円
80円	800,000円	88,920円	888,920円	78,920円	70,855円
75円	750,000円	83,362円	833,362円	23,362円	66,426円
72.90円	729,000円	81,028円	810,028円	28円	64,566円
70円	700,000円	77,805円	777,805円	-32,195円	61,998円
65円	650,000円	72,247円	722,247円	-87,753円	57,569円
60円	600,000円	66,690円	666,690円	-143,310円	53,141円
55円	550,000円	61,132円	611,132円	-198,868円	48,712円

（注）上表は元利金合計を上記為替レートで円に転換した場合の円ベースにおけるキャッシュフローのシミュレーションです。

※上表内、（ご参考）に表示している源泉徴収後の受取利金については、税率20.315%で計算しております。

この場合の為替の損益分岐点のめやすは約72.90円（買付時より約8.10円の円高）となります。

利金、償還差損益等に関する課税および為替手数料等は考慮しておりません。

本債券は払込金、利金、償還金とも豪ドル建です。証券投資に関する最終決定は、商品内容を十分にご理解の上でお客様ご自身の判断でなさるようお願いいたします。くわしくは、三井住友銀行本支店までお問合せください。

SMBC日興証券株式会社

お客様各位

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

つきましては、格付会社(ムーディーズ・インベスター・サービス、S&P グローバル・レーティング、フィッチ・レーティングス)の「無登録格付に関する説明書」を下記の通りお知らせ致します。

記

〈無登録格付に関する説明書(ムーディーズ・インベスター・サービス)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付けとの禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなります。無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスター・サービス

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ (https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されています。

信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスター・サービス(以下、「ムーディーズ」という。)の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によつても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っていません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成30年4月16日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書(S&P グローバル・レーティング)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものではなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものではありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報をを利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成29年3月7日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

〈無登録格付に関する説明書(フィッチ・レーティングス)〉

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)

信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.co.jp/web/>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等に信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成28年5月13日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以上

3044N

2018年10月5日発行⑤